

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

| | | | |
|-------|---|-------|------------|
| 受理番号 | 2245 | 受理年月日 | 令和3年12月27日 |
| 件名 | 介護施設における人員配置基準の引上げの要請等 | | |
| 要旨 | <p>超高齢化を迎える中で、介護の人材確保、離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因是、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。2007年8月に改定された社会福祉事業に従事する者の確保を図るために措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）では、介護職の待遇改善と共に、介護従事者の労働負担を考慮する観点から職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うことを国に求めている。政府は介護従事者の待遇改善に取り組んできた一方で、人員配置基準の改善についてはほとんど取組を進めていない。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものとして、その責任を都道府県等に転嫁している。</p> <p>実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが厚生労働省の調査でも明らかになっている。それにもかかわらず、介護現場は人手が足りない、業務が過剰という状態が続いている。ましてや、今般のコロナ禍では法定の配置基準で対応することは到底不可能であることは一目瞭然である。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まったが、労働環境の改善が進まなければ今と同じ状況になることは容易に想像できる。こうした現状を改善するためには、少なくとも人員配置基準を実態（特別養護老人ホームの場合、2.0対1）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠である。</p> <p>については、介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。 2 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の利用者3人に対して一人以上を、実態に合わせて利用者二人に対して一人以上に引き上げること。 (2) 夜間の人員配置の基準となっている厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。 (3) 上記の項目を保障するため、介護報酬の引上げを行うこと。保険料負担、自治体負担を軽減するために介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。 | | |
| 陳情者 | | | |
| 回付委員会 | 教育福祉委員会 | | |